

《除染への支援について》

町では除染実施計画を策定し計画に基づき除染を実施しますが、除染実施区域に関わらず雨樋の下等のマイクロホットスポットの除染を希望する方には、次により支援をします。

支援は、地上1m（中学生以下のお子さんのいる場合は50cm）で0.23 μ Sv/h以上または地表近くで1 μ Sv/h以上を計測する箇所、除染物について該当箇所の敷地内に埋めるなどして現場保管できる場合とします。また、除染作業は地域の皆さんや申請者ご自身により実施して頂きますことをお願い申し上げます。

1、支援物資

保管袋、ビニール袋・土嚢袋・マスク・ビニール手袋・ブルーシートなど

2、除染用機材貸出

放射能測定機・高圧洗浄機・デッキブラシ・発電機

3、除染の方法

① 作業の容易な服装にマスク・手袋・長靴など着用。洗浄の場合は雨合羽など着用。

② 該当場所の1m・50cm・地表の放射線量を測定します。

③ 【当該箇所を剥離する場合】

※60cm～1m四方について剥離します。深さは5cmから10cm。

※剥離後、②同様に放射線量を測定し、高い場合はさらに剥離し、線量が下がった場合、汚染されていない砂や土等で覆土して下さい。

※剥離した土などは、ビニール袋に2重に入れさらに土嚢袋に入れ、敷地内の人の往来の少ない場所に埋設する。埋設する際は、袋をブルーシートで包み水が浸透しないよう埋設します。

（30cm程度掘って埋め、掘った土をかける）

※埋設した跡も②の要領で放射線量を測定。線量が高い場合はさらに覆土します。

※埋設した箇所が特定できるようにしておいて下さい。

※利用したスコップや長靴などはよく洗浄し、マスク・手袋はよく洗浄し燃えるごみで出して下さい。

終了後はうがいをするなどして下さい。

【当該箇所を洗浄する場合】

※洗浄による除染をする場合は、流末先がスムーズに流れる場所、他への影響を与えない箇所とします。

※流末先がスムーズに流れるか確認し、高い場所から徐々に低い場所に洗浄していく。

※洗浄が終わったら②の要領で除染箇所を測定する。

④ 除染をされる場合は、支援物資と一緒に生活圏の「マイクロホットスポット」対応マニュアルをお渡しますので参考として下さい。

【申請・問い合わせ先】

中之条町保健センター (0279) 75-8834 (直通)

六合福祉振興室 (0279) 95-3111 (代表)